



県章

# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

408	包括外部監査契約の締結	(財政課)	1
409	平成25年和歌山県告示第1049号(和歌山県人口調査の実施)の一部改正	(調査統計課)	2
410	クリーニング師の研修の指定	(生活衛生課)	2
411	〃	( 〃 )	3
412	〃	( 〃 )	3
413	クリーニング所の業務従事者講習の指定	( 〃 )	3
414	〃	( 〃 )	4
415	指定自立支援医療機関の指定	(こころの健康推進課)	4
416	〃	( 〃 )	4
417	〃	( 〃 )	5
418	〃	( 〃 )	5
419	美浜町土地改良区の定款変更の認可	(農業農村整備課)	5
420	保安林予定森林	(森林整備課)	5
421	〃	( 〃 )	6
422	道路の区域変更	(道路保全課)	6
423	〃	( 〃 )	6

### ○ 正誤

令和8年3月31日付け和歌山県報号外(3)和歌山県人事委員会規則第7号中	.....	7
令和8年3月31日付け和歌山県報号外(3)和歌山県人事委員会規則第12号中	.....	7
令和8年3月31日付け和歌山県報号外(3)和歌山県人事委員会規則第16号中	.....	7
令和8年3月31日付け和歌山県報号外(10)和歌山県教育委員会規則第8号中	.....	7

## 告 示

### 和歌山県告示第408号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和8年4月28日

和歌山県知事 宮 崎 泉

#### 1 包括外部監査契約の期間の始期

令和8年4月1日

#### 2 包括外部監査契約を締結した者(以下「包括外部監査人」という。)に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

次の表に定める基本費用の額並びに同表に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合計した金額

基本費用	5,213,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
------	----------------------------

執務費用及び実費	執務費用及び実費については、次のとおり算定した金額とし、4,987,000円(消費税及び地方消費税を含む。)をもって上限とする。 1 執務費用 基本執務費用に外部監査人補助者執務追加費用を加えた金額とする。 (1) 基本執務費用 包括外部監査人が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の執務日数に、105,000円を乗じた金額とする。 (2) 外部監査人補助者執務追加費用 各外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の事務の補助の執務日数に当該外部監査人補助者が公認会計士又は弁護士であるときは105,000円を、当該外部監査人補助者が公認会計士試験合格者等であるときは56,650円をそれぞれ乗じた金額を合算したものとす。 2 実費 旅費に關係人出頭費用を加えた金額とする。 (1) 旅費 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために出張(包括外部監査人又は外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査又はそのために行った監査の事務の補助のため、和歌山県の法第4条第1項に規定する事務所の所在地(包括外部監査人が主として監査を実施する場所が同項に規定する事務所以外にある場合には、その所在地)を離れて旅行することをいう。以下同じ。)したときの当該出張に要した費用及び外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査の事務の補助のために出張したときの当該出張に要した費用を非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例(昭和28年和歌山県条例第35号。以下「条例」という。)の例により算定した額とする。 (2) 關係人出頭費用 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために關係人の出頭を求めたときの当該關係人の出頭に要した費用を条例の例により算定した金額とする。
----------	---

3 包括外部監査人の氏名及び住所

福竹徹

京都府京都市南区久世上久世町140番地6 QUON桂川103

4 包括外部監査人に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査結果の報告後、包括外部監査人の請求に基づき支払う。

和歌山県告示第409号

平成25年和歌山県告示第1049号(和歌山県人口調査の実施)の一部を次のように改正する。

令和8年4月28日

和歌山県知事 宮崎 泉

第6項中「10月」を「10月1日から同月15日まで」に、「4月」を「4月1日から同月15日まで」に改め、同項ただし書中「令和2年度後期調査にあつては令和3年7月、令和3年度前期調査にあつては令和3年12月」を「これにより難い場合にあつては、知事が別に定める期間」に改める。

和歌山県告示第410号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項に規定するクリーニング師の研修(第1型研修)を次のとおり指定した。

令和8年4月28日

和歌山県知事 宮崎 泉

1 主催者の名称及び住所

(1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

(2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号

2 開催年月日及び開催場所

開 催 年 月 日	開 催 場 所

令和8年8月9日（日）	田辺市市民活動センター（田辺市高雄一丁目23番地1号）
令和9年2月14日（日）	和歌山ビッグ愛（和歌山市手平二丁目1-2）

## 3 受講料

クリーニング師の研修 5,000円

## 和歌山県告示第411号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の研修（第1型研修）を次のとおり指定した。

令和8年4月28日

和歌山県知事 宮 崎 泉

## 1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- (2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号

## 2 開催期間及び研修の方法

開 催 期 間	研 修 の 方 法
令和8年5月1日（金）から令和9年3月31日（水）まで	オンデマンド方式

## 3 受講料

クリーニング師の研修 5,000円（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の2第8項の特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得るための講習（以下「特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習」という。）を併せて受講する場合にあっては8,000円、特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習のみを受講する場合にあっては3,000円）

## 和歌山県告示第412号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の研修（第2型研修）を次のとおり指定した。

令和8年4月28日

和歌山県知事 宮 崎 泉

## 1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- (2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号

## 2 研修受付期間及びレポート提出締切年月日

- (1) 研修受付期間 令和8年10月20日（火）から同年11月20日（金）まで
- (2) レポート提出締切年月日 令和8年12月21日（月）

## 3 受講料

クリーニング師の研修 5,000円

## 和歌山県告示第413号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3に規定するクリーニング所の業務従事者講習（第1型講習）を次のとおり指定した。

令和8年4月28日

和歌山県知事 宮 崎 泉

## 1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
 (2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号

## 2 開催期間及び講習の方法

開催期間	講習の方法
令和8年5月1日（金）から令和9年3月31日（水）まで	オンデマンド方式

## 3 受講料

クリーニング所の業務従事者講習 4,500円

## 和歌山県告示第414号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3に規定するクリーニング所の業務従事者講習（第2型講習）を次のとおり指定した。

令和8年4月28日

和歌山県知事 宮 崎 泉

## 1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
 (2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号

## 2 講習受付期間及びレポート提出締切年月日

- (1) 講習受付期間 令和8年6月19日（金）から同年7月21日（火）まで  
 (2) レポート提出締切年月日 令和8年8月20日（木）

## 3 受講料

クリーニング所の業務従事者講習 4,500円

## 和歌山県告示第415号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年4月28日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
アイル訪問看護ステーション	和歌山市畑屋敷端ノ丁34番地1	株式会社サンプレスト	令和 8.4.1

## 和歌山県告示第416号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年4月28日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
訪問看護ステーションピースフル和歌山	和歌山市禰宜1028-1	株式会社みらい	令和 8.5.1

## 和歌山県告示第417号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年4月28日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指 定 年 月 日
いつきのくに診療所	海草郡紀美野町動木1478-1	西田拓司	令和 8.5.1

## 和歌山県告示第418号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年4月28日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指 定 年 月 日
こもれびの里訪問看護ステーション	伊都郡かつらぎ町笠田東109-8	株式会社野菊	令和 8.5.1

## 和歌山県告示第419号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、美浜町土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和8年4月28日

和歌山県知事 宮 崎 泉

## 和歌山県告示第420号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年4月28日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 保安林予定森林の所在場所 日高郡印南町大字古屋字瀧谷379の1、385の12
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字瀧谷379の1
    - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 和歌山県告示第421号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年4月28日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町南平字足谷奥日浦426
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 和歌山県告示第422号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月28日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市北勢田字角矢167番1地 先から同市北勢田字角矢199番2 地先まで	旧	8.48 } 12.11	235.00	
同上	新	11.36 } 14.22	235.00	

### 和歌山県告示第423号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

令和8年4月28日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南平野下里停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字下里字西571番3地先から同町大字下里字西592番1地先まで	旧	4.45 } 13.36	93.90	
同上	新	7.19 } 13.64	98.20	

正 誤

正 誤

令和8年3月31日付け和歌山県報号外（3）和歌山県人事委員会規則第7号中

ページ	誤	正
14	令和8年和歌山県条例10号	令和8年和歌山県条例第10号

正 誤

令和8年3月31日付け和歌山県報号外（3）和歌山県人事委員会規則第12号中

ページ	誤	正
32	令和8年和歌山県条例3号	令和8年和歌山県条例第3号

正 誤

令和8年3月31日付け和歌山県報号外（3）和歌山県人事委員会規則第16号中

ページ	誤	正
42	令和8年和歌山県条例26号	令和8年和歌山県条例第26号

正 誤

令和8年3月31日付け和歌山県報号外（10）和歌山県教育委員会規則第8号中

ページ	誤	正
10	令和8年和歌山県条例4号	令和8年和歌山県条例第4号